

受験番号	※
------	---

※印欄には記入しないでください。

## 住民票 記載事項証明書 除かれた住民票

「除かれた住民票」の記載事項証明を申請する場合は、以前の住所を記入してください。

① 住所				④ 世帯主の氏名及び世帯主との続柄 (氏名)
	② 氏名	③ 生年月日	年 月 日	男 女 (続柄)

住民票記載事項証明書は、第⑤欄を証明してください。

除かれた住民票の記載事項証明書を申請した場合には、第⑤欄及び第⑥欄を証明してください。

⑤ ②欄の者が 当区市町村 の住民となっ た日	年 月 日	⑥ ②欄の者が 他の区市町 村へ転出し た日	年 月 日
----------------------------------	-------	---------------------------------	-------

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

(区市町村長名)

印

(都内の区市町村へのお願い)

本学では、推薦入試について、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県以外の高等学校等出身の場合には、志願者本人が2022年4月1日以前から引き続き都内に住所を有していることが出願資格となっており、この認定のために、「住民となった日」の証明が必要です。  
お手数ですが、ご証明のほど、よろしくお願いいたします。

問合せ先: 東京都立大学アドミッション・センター(入試課)

電話 042-677-1111(代) 内線2238

志願者本人

志願者本人

出願資格の「(1)②」に該当する場合には、出願時にこの用紙  
(住民票(除かれた住民票)記載事項証明書)の提出が必要です。

※出願資格の「(1)①」(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県内に所在する  
高等学校等の卒業見込みの者又は2022年4月以降卒業者)に該当する  
場合は、この用紙を提出する必要はありません。  
(入学料支払いのときの都民の認定は、合格後入学手続時に行います。)

## 1 出願資格の二

東京都の住民として認定(以下「都民の認定」という。)を受けるためには、志願者本人が、2022年4月1日以前から引き続き東京都内に住所を有することが必要です。

志願者本人の「住民票記載事項証明書」により認定します。

## 2 都民の認定を受ける場合の注意事項

(1) 2022年10月1日以降に証明書の交付を受けるようにしてください。

(2) 都内で住所の異動があった場合

2022年4月1日以前から引き続き東京都内に居住していても、2022年4月1日以降に東京都内で住所の異動(東京都内の区市町村間での転出・転入)があった場合には、次の書類が必要です。

①現住所地の「住民票記載事項証明書」・・・・・・1部

②前住所地の「除かれた住民票記載事項証明書」・・・・1部

(「住民票記載事項証明書」用紙が足りない場合は、コピーをしてください。)

<都内で転居した場合の例>

2022年		
4月1日	8月1日	
新宿区に居住		八王子市に居住 ⇒
「除かれた住民票記載事項証明書」		「住民票記載事項証明書」

この例では、2022年4月1日以前から引き続き都内に居住していることを証明するため、新宿区で「除かれた住民票記載事項証明書」、八王子市で「住民票記載事項証明書」の交付を受ける必要があります。

※「住民票記載事項証明書」とは

- ・住民票に記された事項に関する証明書のことをいいます。
- ・本学指定の用紙(この用紙)に必要な事項を記入し、住所地の区市町村の住民基本台帳主管課(住民票の取扱事務をしている窓口)に請求し、証明書の交付を受けてください。
- ・本学所定の用紙によらないで、「住民票記載事項証明書」の交付を受ける場合は、次の事項が証明されていることが必要です。
  - ①志願者本人の住所、氏名、生年月日、性別
  - ②世帯主の氏名と世帯主との続柄
  - ③当該区市町村の住民となった年月日

ご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

東京都立大学アドミッション・センター(入試課)

電話 042-677-1111(代)内線2238